

○国土交通省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める告示を制定する。

平成十九年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

（仮称）建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づき許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。

- 一 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さ九メートル以下である鉄骨造の建築物の張り間方向又はけた行方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イの規定を満たす場合にあつては、次のイ及びロに該当するもの

イ 建築物の張り間方向又はけた行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

ロ イに掲げる方向以外の方向について、次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

(2) 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イ(1)の規定を満たすものであること。

二 地階を除く階数が二以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さ九メートル以下である鉄骨造の建築物の張り間方向又はけた行方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ロの規定を満たす場合にあつては、次のイ及びロに該当するもの

イ 建築物の張り間方向又はけた行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ロの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

ロ イに掲げる方向以外の方向について、次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

(2) 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ロ(2)の規定を満たすものであること。

三 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリートの建築物の張り間方向又はけた行方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第二号イの規定を満たす場合にあっては、次のイ及びロに該当するもの

イ 建築物の張り間方向又はけた行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第二号イの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

ロ イに掲げる方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

